

自転車通行空間の整備について

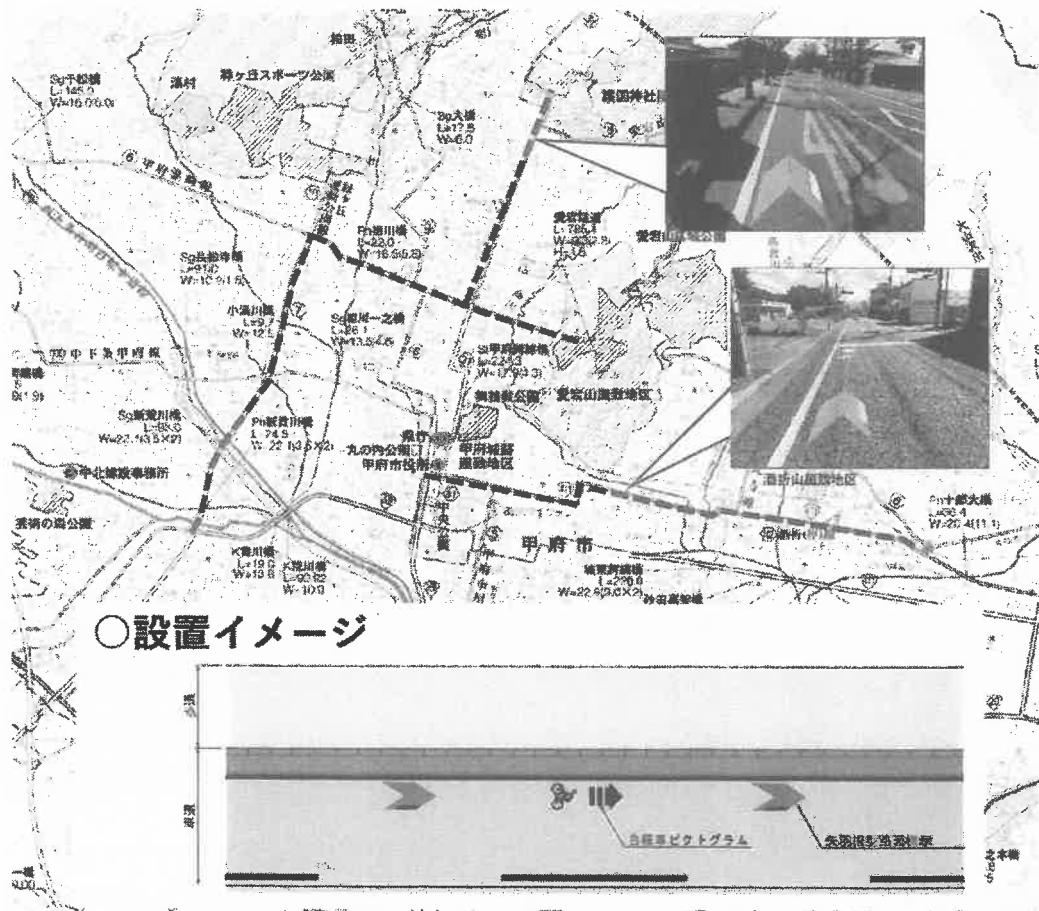
「矢羽根型路面標示・ピクトグラムが設置されます」

自転車は、身近な移動手段として通勤・通学等に利用されており、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間の整備が課題となっています。

このため、山梨県では通勤・通学に多く利用されている県管理道路において、自転車の安全な車道通行を目的に、矢羽根型路面表示と自転車ピクトグラム（車道混在）による自転車通行空間の整備を実施します。

矢羽根型路面標示が設置された道路については、自転車の通行ルールの遵守をお願い致します。

矢羽根・ピクトグラム設置箇所

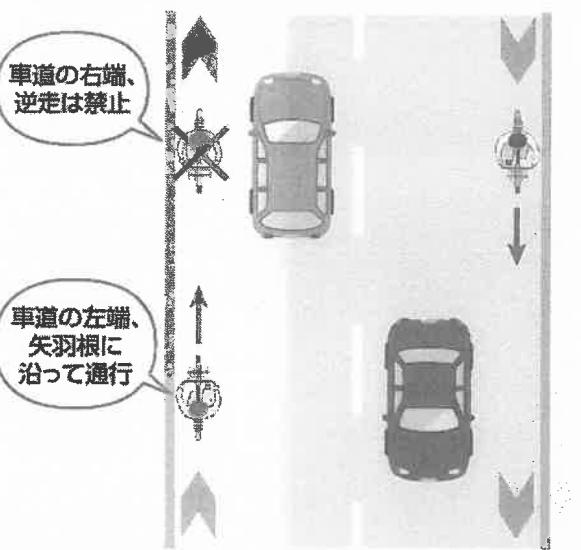


矢羽根型路面表示を設置した道路における 自転車の通行ルール



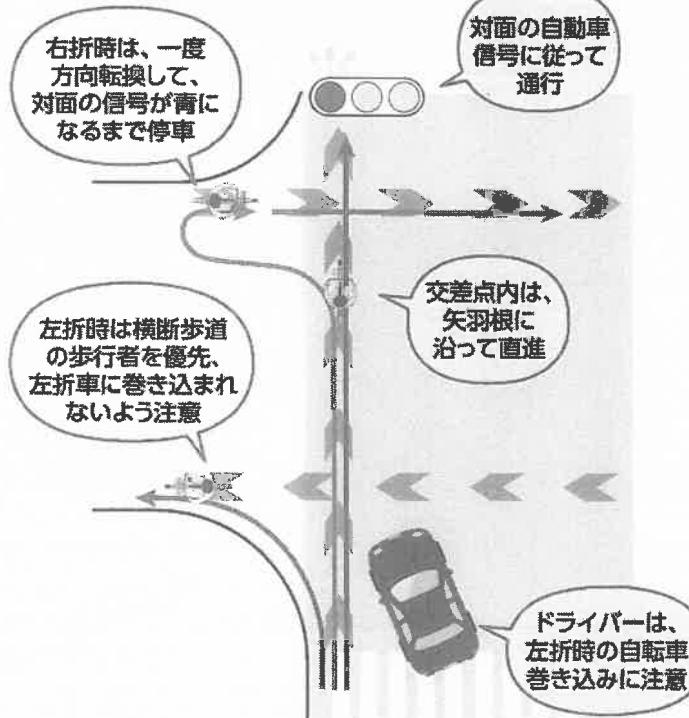
自転車は車道が原則*

矢羽根に沿って
車道の左端を通行しましょう



右折時は2段階で

交差点では、矢羽根に沿って
直進しましょう



矢羽根型路面表示とは？

- ▶ 矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。
- ▶ 自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示です。



*普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合

- ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や表示があるとき。
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- ・車道又は交通の状況から、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないととき。

矢羽根の上に車両が…

駐停車車両を避けるときは
右側後方を確認

